

平成30年度 2・3号認定(保育認定)の保育料基準額表(案)

(単位：円)

国階層	市階層	階層区分 ※当該年度の市民税 所得割額	推定年収	3歳未満の子ども		3歳の子ども		4歳以上の子ども	
				保育料 (標準時間)	保育料 (短時間)	保育料 (標準時間)	保育料 (短時間)	保育料 (標準時間)	保育料 (短時間)
1	A	生活保護受給世帯		0	0	0	0	0	0
2	B 1	市民税所得割非課税世帯 (ひとり親世帯等)		0	0	0	0	0	0
	B 2	市民税所得割非課税世帯 (一般)	～260万円	3,500	3,400	2,500	2,400	2,500	2,400
3	C 1	～48,600円未満	～330万円	11,300	11,100	9,500	9,300	9,500	9,300
4	C 2	48,600円～63,600円未満		14,700	14,400	13,600	13,300	13,600	13,300
	C 3	63,600円～78,600円未満		19,500	19,100	16,300	16,000	16,300	16,000
	C 4	78,600円～97,000円未満	～470万円	26,700	26,200	21,300	20,900	19,800	19,400
5	C 5	97,000円～108,600円未満		31,700	31,100	24,900	24,400	21,600	21,200
	C 6	108,600円～131,000円未満		38,800	38,100	25,500	25,000	22,200	21,800
	C 7	131,000円～153,600円未満		42,300	41,500	25,800	25,300	22,400	22,000
	C 8	153,600円～169,000円未満	～640万円	44,500	43,700	26,400	25,900	23,000	22,600
6	C 9	169,000円～202,000円未満		51,600	50,700	27,000	26,500	23,600	23,100
	C 10	202,000円～235,000円未満		52,600	51,700	27,600	27,100	24,200	23,700
	C 11	235,000円～268,000円未満		53,600	52,600	28,800	28,300	24,800	24,300
	C 12	268,000円～301,000円未満	～930万円	54,600	53,600	29,300	28,800	25,400	24,900
7	C 13	301,000円～334,000円未満		56,600	55,600	30,400	29,800	26,000	25,500
	C 14	334,000円～367,000円未満		58,400	57,400	31,900	31,300	27,400	26,900
	C 15	367,000円～397,000円未満	～1,130万円	62,400	61,300	32,600	32,000	27,800	27,300
8	C 16	397,000円～457,000円未満		63,500	62,400	33,300	32,700	28,500	28,000
	C 17	457,000円～517,000円未満		64,400	63,300	33,300	32,700	28,500	28,000
	C 18	517,000円～577,000円未満		65,200	64,000	33,300	32,700	28,500	28,000
	C 19	577,000円～637,000円未満		66,100	64,900	33,300	32,700	28,500	28,000
	C 20	637,000円～697,000円未満		67,000	65,800	33,300	32,700	28,500	28,000
	C 21	697,000円～		67,900	66,700	33,300	32,700	28,500	28,000

※階層区分認定の基礎となる課税額は、配当控除、住宅借入金等特別控除、寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額控除及び株式譲渡所得割控除の適用はありません。

※保育料は、児童の父母の課税額の合計により算定するほか、同居の祖父母など父母以外の扶養義務者の課税額から決定する場合があります。

※課税額の算定に必要な書類の提出がない、市民税の申告がないなど、課税額の確認ができない場合は、最高階層(021)にて保育料を暫定的に決定します。

※推定年収は、夫婦(妻はパートタイム労働程度を想定(所得税が非課税となる程度の収入))と子ども2人世帯の場合のおおまかな目安として、国が示した額となります。

※この資料でお示しする保育料は平成29年11月時点での案であり、今後変更がある場合がありますのでご了承ください。

※児童の年齢は各年度4月1日現在の年齢です。保育園入園後、年度の途中で誕生日を迎えた場合や、誕生日以降に入園した場合であっても、保育料は変わりません。

※市民税所得割額が77,101円未満でひとり親世帯等に該当する場合

当該年度の市民税 所得割額	3歳未満の子ども		3歳の子ども		4歳以上の子ども	
	保育料(標準時間)	保育料(短時間)	保育料(標準時間)	保育料(短時間)	保育料(標準時間)	保育料(短時間)
～48,600円未満	3,500	3,400	2,500	2,400	2,500	2,400
48,600円～63,600円未満	4,400	4,300	3,000	2,900	3,000	2,900
63,600円～77,101円未満	5,800	5,700	3,600	3,500	3,600	3,500

となります。(第2子以降は無償)

※市民税非課税世帯に該当する場合、第2子以降は無償となります。